

八雲町議員報酬及び特別職給料審議会 議事録

日 時：令和2年10月28日（水） 14:00～16:30

場 所：八雲町役場 2階 第1・2会議室

出席委員： 大野尚司委員、井口啓吉委員、舟田進一委員、近藤安幸委員、鶴見早苗委員、
松田ちあき委員、神馬琢哉委員、東間和浩委員、藤島慎一委員

八 雲 町： 岩村克詔町長、三澤聡総務課長、相木英典総務課長補佐、手塚秀峰総務係長、
井口貴光議会事務局長、松田力庶務係長

14:00 開 会

総務係長

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より八雲町議員報酬及び特別職給料審議会を開催いたします。

これより本審議会の会長が選任されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。また、本日は八雲町議員報酬及び特別職給料審議会条例第5条の規定に基づきまして、過半数の委員が出席していることをご報告いたします。

それでは最初に町長より辞令書を交付させていただきます。

岩村町長
総務係長

— 辞令交付 —

委員の任期につきましては、諮問に係る審議が終了するとき、いわゆる町長に答申を提出した日までとなりますので、よろしく願いいたします。

次に、委員紹介に移りたいと思います。恐れ入りますが、本日ご出席いただきました委員の皆様方から、お一人ずつ簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

次第の1ページに、委員名簿を付けておりますので、この順によりましてお願いしたいと思います。なお、本日、掛川正春様におかれましては都合により欠席となっております。それでは順に大野委員より、よろしく願いいたします。

各委員
総務係長

— 委員自己紹介 —

委員の皆様、ありがとうございました。

続きまして、審議会の事務局を担当する総務課職員と資料の説明を担当する議会事務局職員の自己紹介を行います。

— 職員自己紹介 —

総務係長
岩村町長
総務係長

続きまして、町長よりご挨拶を申し上げます。お願いいたします。

— あいさつ —

次に会長の選任でございますが、会長は八雲町議員報酬及び特別職給料審議会条例第4条第1項の規定によりまして、委員の互選によって定めることとなっております。皆様からご発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員
総務係長 事務局案が何かあればそれで決めてもらえればいいと思いますけど。
ただいま事務局案が何かあればということで、ご発言いただきましたが、事務局から提案させていただいてもよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

総務係長 それでは事務局といたしましては、八雲町町内会等連絡協議会の会長であります大野委員にお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

総務係長 ありがとうございます。それでは、大野委員よろしくお願ひいたします。大野委員は会長の席へご移動願ひまして一言いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

会長 — あいさつ —

総務係長 続きまして、町長より会長へ諮問させていただきますが、諮問事項につきまして総務課長よりご説明申し上げます。

総務課長 それでは私のほうから、この度の諮問事項についてご説明申し上げます。
諮問事項につきましては、八雲町議会議員の議員報酬の改正についてでございます。現在の議員報酬月額が議長が29万5,000円、副議長が23万円、委員長が20万5,000円、議員が19万5,000円となっております。この議員報酬につきましては合併の際に旧八雲町の報酬額を適用した経緯がありますが、社会情勢や地域の環境変化に伴いまして、議会活動が変化してきている中において、現在まで見直しがされておりません。また、算出根拠が不明確であるということから、現在の報酬額が適切であるか議論することや説明することが困難な状況となっております。このような現状から議員報酬は役務の対価であるという考えのもと、算定の根拠を明確に定め、それに基づいた報酬額の改正をしようとすることから、審議会の意見を求めるため、八雲町議会議長から町長に諮問の依頼があり、本日の審議会の招集となった次第でございます。
今回の議会からの提案といたしましては、議長が4万5,000円増の34万円、副議長が4万5,000円増の27万5,000円、委員長が5万円増の25万5,000円、議員が4万8,000円増の24万3,000円となっております。
お手元の資料の説明につきましては、後ほど担当者から説明させていただきますけれども、本日は皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

総務係長 それでは町長から会長へ諮問書をお渡しいたします。

岩村町長 どうぞよろしくお願ひいたします。

総務係長 それではここで町長は退席させていただきます。

— 町長退席 —

総務係長 それではこの後の会議の進行につきましては、大野会長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

会長 それでは次第に従って進めてまいりたいと思ひます。
進め方につきましては、まず資料の説明を担当職員から受けた後、審議に入りたいと思ひます。審議に入りましたら、まず委員皆様からの質問を受けたいと思ひます。すべての質問が終了したら、改めて委員の皆様からご意見をいただきます。なお、会議録を作成するため、記録として審議内容を録音させていただきます。あらかじめご了承願ひます。

それでは資料の説明につきまして、担当職員よりお願いいたします。

それでは資料の説明につきましては、マイクを使って説明をさせていただきます。お配りしております資料の中の資料の1、八雲町議会議員報酬の見直しについてという資料をご覧ください。

私のほうからは、1番目の議員報酬見直し検討に至った背景について、そちらをご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

八雲町の議員報酬につきましては、旧八雲町と旧熊石町の議員報酬の調整を行い、平成17年10月1日の合併の際に旧八雲町の報酬額を適用し、資料にお示ししました表のとおり現在に至っております。報酬額としましては渡島管内では人口規模が同程度である、森町の議員報酬とほぼ同じ額となっております。合併後15年が経過し、旧八雲町からでありますと15年以上経過しているわけですが、報酬額が変わっておりません。この間、社会情勢や地域の環境の変化に伴って住民のニーズや地域課題が多様化し、そして複雑化してきているという中で、そういった状況の変化に対応するために議会としましても議員の活動量が増加している状況がございます。このように様々な変化があった中で、現在も議員報酬額の見直しが今までもされていないということ。また、報酬額の算出根拠が不明確であることから、現在の報酬額が適切であるのか議論する必要があるということで、議員定数の見直しとともに、議会改革の検討課題ということで取り扱ってきたところでございます。

この資料とは少し離れますけれども、平成31年に執行されました、統一地方選挙の課題、結果を受けましてですね、全国的に議員のなり手不足と、こういったことが問題視されております。このことについてはですね、皆様も新聞やテレビなんかでご承知のことと思います。国におきましても議員のなり手不足に対する環境整備の必要性ということについてはですね、地方制度調査会というのがございまして、これは総理大臣の諮問機関ですけれども、こちらのほうで議論されていると。こういった経緯もございます。

それで資料のほうに戻りますけれども、そういった国の動きも情報として押さえながら議会としましては、第1の視点として議員報酬を議論するにあたっては、報酬は役務の対価であるという考えのもと、算定根拠を明確に定めることについて議論を進めてまいりました。また、全国的に取り上げられている議員のなり手不足という問題も、地方議会にとっては非常に重要であると捉えております。そこで、第2の視点としまして議員報酬は現在の議員の活動を支えるためだけのものではなくて、これから議員を志す若い世代を支えるためのものでもあるということを重要視して、算出した議員報酬と現在の議員報酬額とを比較検討しまして、見直す必要があるかについて議論を進めてまいりました。

算定根拠などの詳細につきましては、このあと資料の2番目以降で担当係長からご説明をさせていただきます。ただ今議員報酬の見直しに至った背景についてご説明をさせていただきましたが、議員定数につきましても、見直しの検討を行って議会内部で結論が出ておりますので、参考ということでご報告をさせていただきます。

議会では、委員会などの議会機能を低下させないと、こういった視点で

庶務係長

すね、議員定数のあり方について議論をしてみました。議論の結果です
ね、来年10月に執行される議員選挙から、現在は定数16名でありますけれども、これから2名を減じてすね、定数14名とするということで内部決定
をしておりますので、ご報告をさせていただきます。

以上、私の説明を終わらせていただきますが、引き続き担当係長から算定
根拠の詳細について説明をさせていただきます。

それでは引き続き資料の説明を進めてまいります。改めまして議会事務局
の松田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

ただ今井口局長から説明がありました、これまでの議員報酬の経過や現在の
状況、そして背景を踏まえまして、報酬の根拠を定めるため、まずは算定
方法について協議、検討を行ってきてございます。資料1の1ページ下段を
ご覧いただきたいと思います。

算定方法につきましては、先駆的に取り組んでいる議会活動の研究や考え
られる三つの算定手法について検討し選定を行ったところでございます。

検討した算定方法の一つ目が、(1)の収益方式でございます。これは議員
の町政への貢献度で報酬額を説明しようとする考え方でございまして、理論
的にも住民からの理解や納得感という点においても、最も説明責任を果たす
ことができる方式と考えられております。

しかし、町政への貢献度をどのように指数化するかという点で、何をもち
て評価とするかという議員の評価の考え方やその具体的な手法、誰が評価を
行うかという評価主体の考え方、そして全体の手続きといった制度が統一的
に確立されておらず、こうした条件整備を図るということは現実的には困難
であると考えられております。

資料の2ページをご覧ください。二つ目が、(2)類似する団体と比較する
方式でございます。これは人口や産業構造によって地方公共団体を分類し、
類似しているとされる団体との比較により報酬額を考えるというものでござ
います。この方式は自分の町と類似する団体の議員報酬額とを比較するた
め、参考にはなりますが根拠となることはできません。また、構造等が類似
する団体といってもすね、議会の活動状況はそれぞれ異なることではな
ら、単に比較するという事は意味をなさないという指摘もされているとこ
ろでございます。

現在の議員報酬の算定根拠は不明確であります、近隣町の森町と当町の
報酬がほぼ同じということから、現在の報酬額はこの考え方に基づいたもの
であるのかなと推察するところでございます。

参考といたしまして、他の自治体との比較について資料を添付してござい
ます。お配りしております資料の3、資料の4、資料の5をご覧ください
と思います。

資料には議員定数や報酬額、そして人口や財政規模として今年度の当初予
算額などを記載してございまして、類似する団体と比較できるよう表にしてご
ざいます。

類似する団体の抽出につきましては、資料の3が、八雲町と同じ道南にあ
る市を除いた自治体。資料の4が、八雲町と同程度の人口規模として約1万

5,000人から2万人の道内の市町。そして資料の5が、八雲町と同程度の財政規模として当初予算額約250億円から300億円の道内の市町として、それぞれ抽出して比較してございます。

後ほど参考としてご確認いただければと思いますが、各自治体の状況はそれぞれでございまして、当町の議員報酬額を決定する根拠にすることは難しいということがお分かりいただけると思います。それでは、資料の1の2ページにお戻り願いたいと思います。

検討を行った算定手法の三つ目が、(3)の原価方式というものでございます。これは議員の活動量に基づいて報酬額を算出しようとする考え方であり、同じ公選職である町長と議員の活動を数値化して比較し、町長の活動量に対する議員の活動量の割合を町長の給与額に乗じて算出するものでございます。

この町長の活動量の割合による算定の考え方につきましては、全国町村議会議長会においても示されておりまして、その比率の全国標準は議長が40%から54%、副議長が33%から37%、議員が30%から31%とされております。

現在の報酬額から比率を算出したものが、資料中段にある表でございまして、町長の給与額に対する現在の議員報酬の比率は、議長が36%、副議長が28%、議員が24%となっております。これは全国標準を比較すると下回る数字となっております。報酬額の比較から考えますと、現在は議員の活動量が全国標準よりも少ないと考えることができます。議員の活動量を見えるように数値化するこの手法につきましては、議員報酬の見直しを先駆的に行っている議会についても取り入れられている状況でございまして、

このように議員報酬の算定には三つの手法が考えられまして、内容や実現性について協議、検討を重ねた結果、原価方式を用いて議員報酬額の算定を行うことといたしました。

原価方式を採用した理由は2点ございまして、まず1点目は、議員の活動を数値化することによって役務の対価としての議員報酬の算定根拠を明確にすることができるということ。

2点目は、議員報酬は当該団体の財政事情、住民所得の水準、一般給与との比較といった諸般の事情を総合的に考慮して決定することが適当だと考えられております。こういった事情につきまして、町長の給与額を決定する際にしっかりと考慮され尽くしていると考えられることから、町長の給与額を基準とする原価方式はこういった事情を反映することができるためでございます。

以上の理由から原価方式による報酬額の算定を行うことといたしまして、次のステップとして原価方式に必要な議員の活動量の数値化に取り組んでございます。

3ページ(1)をご覧ください。議員の活動量を数値化するため、活動の範囲を設定してございます。活動日数の算出にあたりましては、議員の職務として認められる公務性が必要であることから対象とする活動の範囲を四つに分類いたしましたので、資料中段の枠線の表をご覧くださいと思います。

す。

一つ目の分類は、定例会や臨時会といった本会議、総務経済、文教厚生、広報広聴といった各常任委員会、予算や決算審査といった特別委員会、議会運営に関する議会運営委員会といった本会議、委員会等の議会活動でございます。

二つ目が、全員協議会、会派代表者会議、正副議長・正副委員長会議といった、協議調整の場の議会活動でございます。

三つ目が議員や委員としての出張、町主催行事への参加、町村議会議長会主催の研修会への出席、他の議会からの視察受入の対応、議会報告会、各種議員連盟活動といったその他の議会活動というものです。

そして四つ目が、これらの活動に伴う調査研究及び情報収集や、住民からの相談や各地区自治会への出席などの議員個人としての日常活動でございます。

これら四つの分類の活動を対象に活動日数の算出を行ってございます。

まず、分類の一つ目から三つ目の分類にあたる議会活動の日数のカウントについてでございます。(2)をご覧ください。

議会活動の算出につきましては、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの1年間の議会活動について対象とし、活動があった日はすべて1日の活動とカウントして算出してございます。

具体的に申しますと、例えば定例会で午前中から夕方まで会議が行われた日も、午後に2時間だけ委員会が行われた日も、同じく活動としては1日とカウントするというのでございます。資料をめくって4ページをご覧ください。

実際に算出した具体的な活動日数についてまとめてございます。まず、議長、副議長、議員の議会活動日数の算出について違いがございますのでご説明いたします。

議長につきましては、八雲町議会議長として参加した会議及び用務等の実績により算出を行っております。例えば4月何日は高校の入学式に来賓として出席、5月いついつは団体の総会に来賓として出席、6月いついつは定例会に出席といったように、議長として活動した日数を積み上げて算出してございます。

次に副議長につきましては、副議長として参加した会議及び用務等の実績に所属委員会の日数を合わせて算出しております。議長と同じように来賓として出席した会議や、定例会や所属している委員会の出席といったものを積み上げて算出しております。

議員につきましては、各議員によって所属する委員会等に違いがあるため、各対象となる会議の組み合わせによって議員一人ずつ日数を積み上げ、議員全員の合計活動日数から一人当たりの平均日数を算出してございます。

議員の議会活動日数につきましては、ページ中段にある表をご覧くださいと思います。表には議員の活動を二つに分けて記載しております。

表の左側は、議員全員が対象となる会議や活動についてまとめておりま

す。本会議の定例会が12日、臨時会が8日、予算特別委員会が4日といった具合になっておりますが、会議によっては括弧書きされている日数がございます。

これは会議が開催された日数を表しております、先ほど説明したとおり活動日数のカウントについては活動のあった日を1日とカウントしているため、例えば定例会だけが開催された日についても、定例会とその後全員協議会を開催した日も、カウントとしては同じ1日になります。

そのため全員協議会を例に挙げますと、全員協議会は全部で15日の開催がありました、他の会議等と重複せずに活動日数としてカウントする全員協議会は4日になっているということがございます。

続きまして表の右側をご覧くださいと思います。

こちらは議員によって所属の有無があり、議員ごとに対象が異なる議会活動について記載してございます。括弧内の数字につきましては先ほど説明したとおりでございます。

所属の有無によって、議員によって最低4日から最大20日の活動日数の幅がございます。左の表の全員が対象となる活動と合わせますと44日から60日の活動がございまして、ページの下段に例を挙げておりますのでご覧くださいと思います。例えば、総務経済常任委員会、広報広聴常任委員会、議会運営委員会に所属している議員ですと、各カウントする日数を足していくと54日になります。また、対象となるすべてに所属している議員もございまして、この議員ですと合計しますと60日の活動となります。このように議員一人ひとりの活動日数を計算いたしまして、その合計から平均活動日数を算出しております。

各議会活動日数の算出結果については、資料5ページの上段をご覧くださいと思います。算出された議会活動日数は、議長が141日、副議長が94日、議員は一人当たりの平均として51日という結果になってございます。

続きまして、日常の活動日数の算出についてでございます。(4)をご覧ください。議員としての日常における活動につきましては、客観的にこのぐらいの日数行っているという把握が難しいということから、議会活動や議員活動に伴う調査研究や情報収集と、住民からの相談や各地区自治会への参加といった住民との接触について、それぞれ月に2回、2日ですね、としている全国標準を採用して数値化することといたしました。この考えに基づいた日常の活動日数は、議長、副議長、議員それぞれ48日と算出されます。

(5)をご覧ください。議会活動日数と日常活動日数を合計いたしました議員の活動日数は、議長が189日、副議長が142日、議員が99日の算出結果となっております。

資料6ページをお開きください。

次に、議員と比較を行います町長の活動量、職務遂行日数の算出についてでございます。

町長の職務遂行日数についても議員と同じく、平成30年の1月1日から12月31日までの1年間の活動について対象といたしまして、公務が行われた日はすべて1日としてカウントしてございます。

これに基づき算出した町長の職務遂行日数は、330 日でございます。

この結果をもとに、算出した議員の活動日数と町長の職務遂行日数の比較結果をページ中段に記載してございます。

小数点以下を切捨てし、町長職務に対する割合が、議長 57%、副議長 43%、議員が 30%という結果になってございます。

そしてページの下段、原価方式による比較結果から試算をいたしました報酬額が表のとおりでございます。議長が 46 万 1,000 円、副議長が 34 万 8,000 円、議員が 24 万 3,000 円という試算結果でございます。

資料 7 ページをご覧ください。

ただいま説明いたしました試算結果を受けまして、議員報酬算定根拠をどのように設定するか協議した結果についてまとめてございます。

まず、(1) 議員の報酬算定の根拠についてですが、議員の活動日数は 99 日と算出され、町長の職務遂行日数 330 日に対する割合は 30%と算出されました。

この割合は、全国町村議会議長会において示されている全国標準と比較しても妥当な数値であると言えることから、算定基準を試算結果と同じ町長の報酬に対する 30%の割合と設定をいたしました。

算定基準を設定することで、現在の町長の報酬に対する割合 24%から 6%の引き上げとなりまして、報酬額は 24 万 3,000 円と算出されます。

次に、(2) 議長の報酬算定の根拠ですが、議長の活動日数は 189 日と算出され、町長職務遂行日数に対する割合は 57%と算出されました。

これは、全国標準で示されている 40%から 54%という数値と比較しても大きく水準を超える結果となったため、議員の報酬の見直し幅と同じ現在の割合から 6%の引き上げを上限とする調整を図ることといたしました。

これにより算定基準を町長の報酬に対する割合の 42%と設定し、報酬額は 34 万円と算出されます。

次に、(3) 副議長の報酬算定の根拠ですが、議長と同じく試算結果が 43%と全国標準と比較しても水準を大きく超える結果となったことから、議長の報酬と同様の調整を図ることといたしました。

これによって算定基準を町長の報酬に対する割合の 34%と設定し、報酬額は 27 万 5,000 円と算出されます。資料の 8 ページをご覧ください。

(4) 委員長の報酬額についてですが、現在の委員長報酬は議員の報酬に 1 万円が加算されてございます。しかし、これにつきましても根拠が明確ではないことから、委員長の報酬額の算定についても基準を定めることといたしました。委員長報酬額の算定につきましては、委員長としての活動を数値化し、議員の活動日数に加算して、その日数と町長の職務遂行日数に対する割合によって報酬額を算定することといたしました。

まず、①委員長活動の考え方についてですが、各委員長は委員会開催にあたり委員会の運営を行うために事前に事務局と打合せを行っており、この打合せの回数をカウントすることといたします。

ただし、この打合せは半日で終わるように事務局が調整を行っていることから、1 回の打合せについて半日の活動としてカウントすることとしてござ

います。

この考えにより各委員会における委員長の活動日数を合計し、一人の委員長当たりの平均日数を算出し、議員の活動日数 99 日に加算をいたしました。

なお、打合せ回数につきましては、委員会の開催と同じ日数をカウントしてございます。

資料中段に記載の算出式をご覧くださいと思います。

議会運営委員会が 14 日、文教厚生常任委員会が 15 日、総務経済常任委員会が 13 日、広報広聴常任委員会が 10 日の各打ち合わせ日数となっていることから、計算を行った結果 6.5 と算出されました。これによって、6 日又は 6.5 日の加算について検討を行ったところでございます。

そこで、②の委員長の活動日数に対する町長職務遂行日数割合を設定するにあたりまして、6 日又は 6.5 日の加算日数から、最も低く算出される割合と最も高く算出される割合の範囲を設定してございます。

最も低い割合で算出されるのが、記載している一つ目の計算式でございます。

議員活動 99 日に 6 日を加算した活動日数 105 日を、町長の職務遂行日数 330 日で割りますと 0.318181…となります。ここから小数点第 3 位以下を切り捨てまして、%に換算いたしますと 31%となり、これが最も低く算出される割合となります。

二つ目の式は議員の活動日数に 6.5 日を加算して計算し、算出された 0.319696…の小数点第 3 位以下を切り上げいたしまして%に換算いたしました。すると 32%と算出されます。これが算出される割合としては最も高い割合となります。

この算出した範囲を踏まえまして委員長報酬額の算定基準を検討した結果、委員長報酬額の算定基準を町長職務遂行日数に対する委員長の議員活動日数の割合として、最も低い割合の 31%から最も高い割合 32%の範囲の中間値であります 31.5%を設定いたしました。

これによって算出される委員長の報酬額が 25 万 5,000 円となります。資料 9 ページをご覧ください。

それぞれ設定した算出根拠に基づいた報酬額への見直し案を記載してございます。現在の算定根拠が不明確な議員報酬から原価方式を用いて算定根拠を設定した報酬額へ見直しを行いますと、議長が 4 万 5,000 円増の 34 万円、副議長が 4 万 5,000 円増の 27 万 5,000 円、委員長が 5 万円増の 25 万 5,000 円、議員が 4 万 8,000 円増の 24 万 3,000 円の報酬額となります。資料 10 ページをご覧ください。

これまでの協議、検討結果のもと、算定根拠に基づく報酬の見直し案が作成されたことから、実際に報酬を見直す必要があるかどうか、さらに議会内部で協議、検討を行ってきたところでございます。

(1)をご覧ください。算出された議員報酬の見直し案に対して町民の方からの意見を広くお聞きするために、議会報告会を開催してございます。今年の 2 月 12 日に 3 会場、4 回の報告会を開きまして、53 名の方に参加をいただいております。

報告会を開いて感じられたことにつきましては、議員報酬の見直しに対して増額となることに対する反対する意見ももちろんございましたけれども、算定根拠が不明確といった現在の報酬の状況や、活動量を基にした算定根拠の設定、また、全国的でなり手不足の問題からなる環境整備の必要性など、内容の説明や議論を尽くしていく中で参加していただいた方の大方の理解は得ることができたと感じているところでございます。

議会報告会を踏まえまして、さらに協議を進めた結果、(2)の報酬額見直しの結論といたしまして、現在の報酬額から算定根拠に基づく報酬額に見直しを行うことを決定いたしました。

見直しを行うこととした理由は三つございます。

一つ目に、議員活動の役務の対価とされる議員報酬の根拠が不明確なまま継続して支払われることは、なぜこの報酬額なのか説明することができないことから、算定の根拠を定め、それに基づく報酬額への見直しを行うことが必要であるため。

二つ目に、議員報酬の見直しによって、多様な町民が議員を志し多くの立候補者が期待されるということから、議員のなり手不足解消に必要とされる環境改善の一つとして考えられるため。

三つ目に、新型コロナウイルスによる町民生活への影響や町の経済状況から、今、報酬額の見直しを行うことへの批判があることは十分に考えられますが、しかし、将来を見据えた議員のなり手不足解消に対する環境改善につきましては、時の現職議員にしかできないことでありまして、令和3年10月の任期満了に伴い予定されております議会議員選挙に向けて、早期に実行すべきであるためと考えてございます。

今申し上げました三つの理由から、新たな算定根拠に基づく議員報酬への見直しを行うことを八雲町議会としての結論といたしました。

なお、新しい議員報酬の適用につきましては令和3年の4月1日、つまり令和3年4月分の議員報酬から適用することを考えてございます。

最後に、お配りしております資料2 議員報酬における予算額の推移及び見直しによる試算についてという資料をご覧くださいと思います。

こちらにこれまでの議員報酬における予算額の推移について、大枠でまとめてございます。報酬額は現在の報酬額と同額で積算されておりますが、記載の平成26年分につきましては独自削減を行なっております。

それを踏まえてご確認いただきたいと思いますと思いますが、平成18年が定数26人でありまして、議員報酬が全体の予算で6,294万円、そして手当てを含めると8,969万円となっております。平成22年が定数20名で6,670万円。平成26年は定数16名で5,136万4,000円。

そして、平成30年は現職の任期中でございますけれども、残念ながら2名の方が亡くなられてしまったために、直近で現在の定数どおりの16名がいた年の予算額として記載してございます。平成30年の予算額は5,621万3,000円でございます。

そして、令和元年は議員数が14名の予算額で4,972万7,000円。今年度令和2年が4,989万4,000円。そして、報酬額の見直しによる試算を行った予

算額は見直しを予定している定数 14 名で積算し 6,147 万円と算出されまして、現在の令和 2 年予算額と比較をいたしますと報酬と手当てを合わせて 1,157 万 6,000 円が議員報酬見直しによる予算の増額の試算となっております。

以上が、議員報酬の見直しについての資料の説明でございます。よろしくお願いいたします。

会長

ただいま事務局より説明がございましたが、これから議員報酬について審議に入らせていただきます。これまでの説明した内容について質問がありましたら、挙手の上ご発言願います。

委員

2 月 12 日ですか、やりましたよね、はびあで。あの時私も出た。あれはほとんどの人が反対していましたね。賛成の人はいなかったと思います。今さら言っても始まらないんですけども、賛成というのはあれはたしか、一生懸命やるならばやったらいいんじゃないかかってことで、みんな反対してたと思います。そして、その次の日にですね私も道新に電話掛けたんですよ。そしたら道新の記者がですね、自分としてはそういう印象を持ったと言っていました。ですから、その辺のことを今更論議しても始まらないんですけども、私はほとんどの人が反対していたというふうに思っております。

それからですね、この議員報酬でその時****さんが言っていたんですけども、十勝の方は 1 時間、勤務する時間を 1 時間 1 時間で加算して計算すると。八雲は 1 時間出ても 1 日になると。そういうところが指摘されたんですけども、その辺はどういうふうになっていますか。

それと、ボーナス入れたらいくら位になるの。一般議員の人が 23 万なんぼになったとするしょ。そしたらボーナスは 4.5 ですか。それでいくらになるんですか。それと私ね、議員の方がですね、安くてやってられないというんですけども、実際本当なのかなと思うんですけどね、私が分かっている範囲ですと、社長さんばかりでね、そういう人が議員だけでやってるわけじゃないと思うんですよ。それと例えばですね、100 日議員の仕事をやっていたとして、300 万円もらってたら 1 日 3 万円ですよ、3 万円も貰うんですよ。時間給にしたら 4,000 円位ですよ。そこら辺はどうなんですかね。不思議でなりません。私も公務員やってましたけれども、定期昇給 3,000 円、5,000 円ですよ。一遍に 5 万円上げるということはどういうことなのかなと思います。そういうところですね。以上です。すみません。よろしくお願いいたします。

会長

それでは今のことについて。

議会事務局長

それではただいま委員さんのほうからご質問がございましたけれども、五点ですね。ちょっと順番は別にして、一つずつお答えしていきたいと思っております。

まず議会報告会、このことについて大半が反対していたんじゃないかというそういったご指摘、ご質問でありましたけれども。その議会報告会についてですね、3 会場でやりましたけれども、その内容についてですね、私のほうからちょっと時間をいただいてご報告させていただきますけれども。確かに委員さんおっしゃるとおりですね、反対された町民の方もいらっしゃる

したし、逆に激励をしてくださった町民の方もいらっしやいました。結果的に賛否両論だったということなのですが、例えば反対された方の意見ですと、議会議員の活動の実態が見えないから、今の額でも高いんじゃないのかと、そういった意見もございましたし、地域の経済を考えると何でこの時期なんだと、そういったご意見もございました。あるいはですね、町長の給料を基準にしてるんだけど、町長と議会議員と違うんじゃないかと、そういったご指摘もございました。大体はですね、そういった反対の意見。それから今回提示しました給料、報酬のですね、増額。幅がありすぎるんじゃないかと、そういったご指摘もございました。

一方で賛成のご意見というのがございまして、立候補する人が少ないと、それで今の議員は社長さんだったりですね、自営業をやっている方だったり会社の役員と、そういう方がほとんどだと。それで兼業といいますかね、そちらの本職でも給料が上がっているから議員活動ができるんじゃないかと、そういったご意見。それと、国でも先ほどご説明して問題になっておりますけれども、やはり若い人が出やすい環境、そういった環境を整えるのが大事じゃないかと、一方でそういったご意見もございました。あとは、議員報酬で食べていける額のほうがいいんじゃないだろうかと、そういったご意見もございました。

色々ご意見がありましたけれども、先ほども係長のほうからも説明したとおりですね、色々細かい説明をさせていただければ、納得をしていただけたのかなという議員の感覚でございます。それで議会報告会が終わったあとですね、議会のほうに内部に帰ってきましても、議会報告会の総括ということで議員の中で議論しましたけれども、議員のそういったときの感想としてはですね、賛否両論でありましたけれども、反対意見に対してはですね、議員から議会活動の現状だとかそういった説明を尽くせば理解してくれた人も多くいたと、そういった感想を持っております。

あと、多くの町民の方はですね、議員報酬を上げてもいいからしっかりと仕事をしてほしいと。その姿を見せてほしいと。そういったご意見だったので、やはりこれからもですね、全力を尽くして議員活動を見える化にしていかなければいけないんじゃないかと。そういった感想を各議員が持ったところであります。ですので、議会報告会でも賛否両論ありましたけれども、そういったことですね、議会内部としては総括をさせていただきます。

それとですね、もう一点が時間換算に関することですね。時間換算に関することということで、議員の活動量の算出にあたってですね、1回の活動を八雲町議会では1日と換算したということで、十勝のほうでは会議によってですね、例えば1回の活動を8時間見るもの、あるいは4時間とみなすもの、あるいは2時間とみなすものというふうですね、会議を区分して日数を割り出しているケースがございます。これは委員さんご指摘のとおりですけれども、八雲町議会の考え方としてはですね、1回の会議を8時間とするべきか、あるいは4時間とするべきかということで、会議で審議する内容によってですね、やはり議員が拘束される時間が異なるだろうと。そういった

ことで、これらを一律してですね、区別することがなかなか適切じゃないんじゃないだろうかとということで議論しております。

それともう一つはですね、会議だとかあるいは会議以外の用務で出席する際にですね、移動に要する時間があったり、あるいは会議の前後に町民から個別に苦情だったり、あるいは要望を受けたり、それから会議が終わったあとにですね、会議で話し合われた案件について、例えば担当課の方に行って情報を収集したりですね、地域に出向いて状況を確認すると、そういった様々なケースが想定されます。そういった事を考えれば、会議以外にも拘束される時間があるんじゃないかと、そういった想定をしてございます。これが全てではないんですが、実際にはそういった実態があるということもご理解をしていただきたいと。そういったケースがありますので、八雲町議会としては拘束時間があるということを想定しまして、時間換算ではなくて1回の会議を1日としてカウントしたと、そういったことでございます。それで検討するにあたってですね、それぞれの議会が色んな形で算出根拠を定めております。中にはですね、大学の先生の助言をいただいて算出根拠を定めているとそういった議会もありますが、やはり、どの方法を選ぶか、どういった算定根拠を定めるかというのは、それぞれの議会がですね、その実情でもって判断すべきと。この算定方法が正解だというのはありませんので、八雲町議会としてはそういった判断をさせていただいたと、こういうことでございます。

それとですね、もう一つが手当の額がどうなんだということで、報酬月額とは別に期末手当というのを議員に支給しておりますけれども、現在その対象月数が4.5か月になりますので、これを計算しますと、議員一人ですね、年間変更前の報酬で計算しますと、100万9,125円となります。議員報酬を改正したということを仮定して計算しますと、125万7,525円ということになります。

ただいまご説明したとおりですね、議員一人が改正、新しく報酬に直したとすれば125万7,525円、こういった金額になります。手当だけです。それで年間報酬でいくとですね、月額報酬と手当を足しますと、417万3,525円、これが議員として報酬と手当の合計額です。よろしいですか。

あと、それともう2点ありますよね。議員報酬が安いといった意見もあるけれどもどうだというお話。

上げ幅が高いというのがどうかということなんですが、結局ですね先ほどご説明したとおり、今19万5,000円議員報酬を支給しておりますけれども、この19万5,000円の根拠がないということで、この19万5,000円が高いのかあるいは低いのか妥当なのかという、そういった比べる基準がないということが一つあります。ですので今回は基準を作ってですね、こういった金額になりますというふうなご説明をさせていただきましたけれども、そのことによってですね、4万何がしの幅が出たということで、高いという議論もありますけれども、一方ではですね、議員報酬は役務の対価であるということを考えれば、働いた分だけ報酬を支払いますよと、こういった考え方でしますので、それからすると今回基準を定めて議員報酬を新しく算定したことに

よって、そこで初めて比較ができるということになると思います。本来はもっと活動にリンクさせた議員報酬を支払うべきだという、そういった見方も一方でできると思います。ただ幅が高いか低いかということであれば、一般的には一気に4万も上がるのはどうかという判断をされると思いますけれども、そういった感覚もあろうかと思えます。一方では、合併前の旧八雲町るときからですね、19万5,000円がずっと15年以上も続いてきているという背景もございまして、その辺は皆さんそれぞれ感じ方が違うのかなと思ってございます。

庶務係長

私の方からも少し説明させていただきます。議員一人当たりの手当を含めてどれくらいの金額を今貰っていて、見直した後どれくらいの金額になるかという質問があったと思いますけれども、まず、現在の議員報酬でいきますと、議員さんは年間に手当を含めて約340万円貰っております。そして、今回の報酬の見直しによって340万円から420万円、年間でいくと80万円の増額となる見込みでございまして、副議長につきましては現在の報酬額と手当の金額でいきますと年間約390万円、この金額から見直しを行いますと約470万円、こちらもおなじく80万円の増額と見込んでいますところでございます。そして、議長が現在の報酬額でいきますと手当を含めて年間約500万円、そして、見直すことによって580万円となる見込みでございまして。

また、質問の中で現在の議員さんがですね、例えばご自身の会社を営んでいる代表の方であったりだとか、そういった方が多いので、実際に今の報酬額で困ってはいないのではないかとご質問があったと思いますけれども、現在の議員さんで考えたとすれば、もしかしたら確かにそう言えるのかもしれませんが、ですが、町の議会議員というのはですね、誰しもが立候補できて誰しもがなる資格を持っているという事を考えると、議員になるにあたって何か仕事をしていなければいけないとか、そうでなければ報酬の額が現在の報酬額だと生活をしていくのにもどうなんだという視点も持ってですね、議論してございます。ですから、現在の議員さんということを考えてですね、先ほどいただいたご質問の意見もその通りかなと思われるところもあると思いますけれども、多様な方が議会議員を目指すということへの視点を持つと報酬の見直しは必要になってくるのかなということで議会としては結論付けてございます。

会長
委員
会長
委員

よろしいですか。

まだいいですか。

どうぞ。

この中で2月の議会報告会出た方いらっしゃいますか。(何名か手を挙げる方あり。)その時ですね、こういう意見もあったんじゃないのかなと思いますけれどもね。例えば、議員になる人が少ないんだったら農協とか漁協とかそういうところから出したほうがいいんじゃないか、町連協から出した方がいいんじゃないかという意見もあったと思いますけど。そういうのは分かっていますか。そういう意見もあったんじゃないのかなと思いますけれども。

議会事務局長

そういった意見もあったかと記憶してございます。例えば産業団体の農業関係、水産関係あるいは商工関係、そういった団体の方。あるいは町内会の方から議員として立候補をお願いしたらどうだと、そういった意見もありますけれど

ども、先ほどもご説明しましたとおりですね、八雲町内に住所がある方であればどなたでも立候補できるというそういった公職選挙法の条件になっておりますので、それをあえてですね、この団体から1名お願いしますということは、なかなか議会としても法律を超えてしまったような取扱いになってしまうので、その辺は地域でそういった話が出て立候補されるというのはありかもしれませんが、議会としてはそういったことにはならないのかなと考えてございます。そういった意見もあったというのは確かに記憶してございます。

委員

あとですね、例えばですね、会長の大野さんが優秀な方で、出たとしても組織票がないと当選しないですよ。組織票がなければ当選しないと思うんですよ。ですからね、逆にそういう論法もいいんでないかなという気はしますけどね。

委員

すみません。ちょっと今回の内容と論点がずれているので、そういうのはやめてもらってもいいですか。議員報酬と関係ない質問はやめてもらってもいいですか。時間が長引くので。

会長

ほかに。

委員

私はですね、熊石なもんですから2月12日出ております。熊石のほうでもですね、反対意見等々がありました。けどもですね、議員活動の中ではこれから期待をするんだと。自分で立候補して町のために働くんだという意思の中で、おそらく立候補していると思います。その中で対価がもちろんあっていいと思うんですよ。それが低いか安いかは町民が判断するんですけども、僕は19万5,000円が高いか安いかというと、私は安いと思っています。というのは、私もいろいろ役職やっています。無償でやっています。だけれども、責任ある議員というのは、責任のある判断をしないと町政がなっていくかないと。そういう中では、そういう対価があつて初めて動けるんじゃないのかなと私は思っていますので、これが15年経って4万、5万上がったっていても、それ年数換算したらいくらかのものかなと思っています。ただ、この時期コロナ禍の中で、上げる時期が本当に来年4月というのは果たして妥当かというのはちょっと判断鈍るんですけども。ただ、たまたま私の兄貴もですね、議員活動をしていました。家庭を捨ててまでですね、勿論やってきたと思いますので、そういうことであれば誰がやっても色々制約の中でやってきていると思いますので、町民一つの意見の中として私は賛成かなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

会長

はい、そのほかにご意見。

委員

落部の議会報告会に出させてもらったんですけども、概ね大体賛成っていうか、対価として出すには安いと。というのは、この日にちだけ見ると約100日しか働いていないけれども、やはり議員さんとなると、葬儀、お祝い、町内会の会合、色々なところで活動して、もちろんそれ日当出るわけでございせんし、それから考えるとちょっと。ただあの時たしか、19万5,000円だけ頭にあつて、その他の報酬が入ってなかった。となるともう少し町民に時間をかけて年収で分かるようにしながら、この活動時間をもう少し、その他に色々な活動していますよというのをもう少し周知徹底する時間が必要なのかなという考えでおります。ただ、若い人がなり手がいないというのは、やっぱり議会とい

会長
委員

うのはやっぱり八雲町民の最後の砦の議員さんでして、八雲町色んな問題を抱えていますけれども、今議員さんがそれを色んな問題を対処しているとは言い難いのではないかと。例の大きな病院の問題、それから今始まろうとしている色んなプロジェクト、そこでやっぱり議員としては町民の負託を受けた一面としてもう少し町民に発表する、それなら決して議員報酬を上げて問題ないという環境作りが一つの課題になるのではないのかな。総論的には私は上げることにはやぶさかではないと。確かに議員の職務というのは大変だし、職責も十分重いものがあると思うので。

そのほかにございせんか。

今回、議員報酬の見直しということですので、言わせていただきたいんですけども。今までは根拠なく過去のときの金額のままずっと、色んな経緯があったんでしょう、合併したどうのこうのとかって、経済的な状況があって見直していなくて、根拠もなくその決まったときの金額で、議員報酬だと 19 万 5,000 円のままで進んでいたの、時代に合わせて色んな考え方を持って、今後議員報酬というのはどうあるべきか、という事を考えた上での今回の見直しだと思うんですね。それで、色んな算定方法も三つ考えられていまして、その他にももしかしたらあるのかもしれないんでしょうけれども、今の八雲町の現状からいくと、原価方式というんですか。それが一番相応しいじゃないかという判断のもと、審議されてきて発表されてるんだと思うんですね。それで、その中で町長の給与月額を基にして、比率 30% なんかとかというのが、そのパーセンテージを問われたら、本当に 30% が相応しいのか、そもそも町長の給与の 81 万が相応しいのかといたら、ここの場と別な問題だと思うんですね。でも、議員報酬のあり方について見直すのであれば、ある程度の基準を持つとしたら、原価方式が今一番相応しいのかと思います。それで、議員の町長に対する 30% とかというのは、今後のまた課題として残るんでしょうし、今のところ変えるのであれば、多分、全国標準というのをを用いるんでしょうから、それに合わせて副議長も議長も低いから上げるとあまりにも上がるから議員が 6% 上がるから 6% 上げましょうという考えなので、それをやったら全国標準の 40% から 54% の間に入るからよしとしたんでしょうから。それが良いのか悪いのかっていうのは分からないですよ。でも、そういう全国標準の原価方式でやるということについては、うまくまとめたというか、現状がこれなので、それからいくと議員の報酬がすごく上がるというのはびっくりしました。というか今までそんなに安いのかなと。それで正直、この辺の給与の社会情勢から行くと、議員の手当も入れた部分の 340 万でしたっけ。そんなに低いとは現実思えません。大手企業色んなところの看板背負ってグループ会社だって平均したらそんなもんですよ。だから、決してそんな高くも低くもない金額の中って言われれば、そうなんでしょうね。でも算出方法やっていいたら、年収 420 万になるよというのは間違いではないと思います。ただ期末手当の部分で見直しをしないと、4.5 か月と言いましたっけ。それが今の現状の世間に合ってるのかなという、私はちょっとそこは見直したほうが良いような気がします。10 年、15・6 年前というのは一般企業でも、俗にいう賞与一時金というんでしょうかね。5 か月というのが平均だったんですけども、今はもう 4 か月切って

いますから。どんなに業績が良くてたつて4か月を切るというのは普通になって来ていて、その大手は違いますよ。今問題になってるANAとかJALとかトヨタとか、ああいうところは別ですけど。ちょっとこの辺にあるところだと4か月なんて貰えると優良企業という感じなので、期末手当の部分についてはちょっと基準を見直したほうがいいんじゃないのかなっていうのは私の考えです。

それから、議員のなり手が無いから、報酬が安いから多分ならないという、やれないよ生活できないよというから出ない人もいるんでしょうけれども。お金のためにお金があるからやるんじゃないじゃなくて、地域のためにやるとなるとそれなりの想いがあった人がやるのであって、それは今の八雲の現状からいくと会社の社長であり役員であるということだと思うので、そういう人たち当然役員報酬貰っているんでしょうから、生活には困らないと思うんですけど。そういうことからいったら別にやる人がいないから報酬額を上げるという考えは、また別んじゃないのかなと思います。

それで一番大事なのは、やっぱり議員の報酬、当然また10年後か何年後かに見直しという、経済のこととかこれでいいのかって見直しになると思うんですよね、その時に根拠となる報酬の算出根拠となるものを今作っておかないと、またこの見直しというときに色んな意見が出たから妥協案を持ってやって曖昧にしておけば、またその時にみんな苦勞するんじゃないのかなと思うので。今回はちょっと金額は上がる、それで財政難になるんでしょうけれども、そういうことで上手く対応できればこの報酬の根拠というか、算定方法っていうんですかね、それは取り入れたほうがいいんじゃないかなと思います。ただ、私が言ってるのは、期末手当の部分の見直しというのは十分に必要があると思います。

議会事務局長

色々ご意見をいただきましてありがとうございます。それで、期末手当の部分だけ見直したほうがいいんじゃないかというご意見ですが、現在4.5月分となっていてございます。これについては、一般職の給与関係で一般職もボーナスが4.5月分となっていてございます。町長についてはこの一般職の手当の月数に準じてですね、町長が同じく4.5月となっていていうふうになってございます。それで議員に関しては特別職ということでございますので、町長の4.5月に準じてですね、同じく4.5月と設定しているという経緯がございますので、例えば最近報道でもされておりますけれども、人勸の関係で手当が変更になれば一般職の手当も変更になる可能性もありますので、そういったことであれば特別職も準じて変更になるということになります。それを独自で下げた方がいいんじゃないかということについては、ちょっと議会と町側との検討協議になると思いますので、ここではですね、そういった正確なお答えは控えたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

総務課長

私のほうから一般職の手当の部分でございますけれども、これは地方公務員のですよね、給料手当の決め方はですね、国家公務員の給料・手当に準拠しているというところがあります。国家公務員の人事院という、一般企業のある一定程度の従業員数の会社を調査しまして、その調査に基づいてですね、給料月額それから手当の差があった場合に人事院が給料であれば何%上げなさいよ下

げなさいよ、手当であれば何%上げなさいよ下げなさいよというような勧告が出されます。それに基づいてですね、我々地方公務員もですね、その率を適用して増額したり減額したりということで、議会に諮って決定しているというところでございます。ちなみに今年度の人事院勧告についてはですね、手当が0.05月減というような勧告が出ております。それを、今後町がどうするかというのはこれからも検討になってきます。そういうところで決めているということでご理解をいただきたいと思います。

会長
委員

ほかにございませんか。

この見直しに関しては、今まで合併以来なっていないということなので、それはいいのかなと思っております。ただ一つ質問したいのは、議員さんの中で長期に議会とかそういう場合に出ているしやらないとか、来られない場合のときの給与について、最後にそれだけ申し訳ありませんけれども、教えていただけますか。

庶務係長

ただいまのご質問ですね、議員さんが活動している中で長期的な休業とか会議に出席されていない場合、報酬がどうなるのかというご質問だと思いますけれども。議会の中で取り決められているのはですね、90日以上ですね、例えば定例会ですとか委員会ですとか、そういった議会における会議を欠席することが90日以上続いた場合につきましては、20%の報酬の減額をします。そして、また何日以上になったら最大で50%の報酬を削減するということを取り決めてございます。直近ですと、残念ながら体調を崩されてですね入院等されて、そういった議会の活動、会議に出席することができなくて報酬の減額になった方はございますけれども、通常の議会活動を行っていて長期に何も活動しないというような実績はこれまでもございませんので、取り決めとしては、まずは90日以上の連続する欠席があった場合には、報酬を減額するということになってございます。

委員
会長
委員

ありがとうございます。

ほかにございませんか。

報酬の見直しというのは、賛成です。それで、説明を聞いて事務方はやっぱり上手く作っているなというふうに感じました。先ほど言われた会社の役員の人が多いんじゃないかというのは、やっぱり今の感じだとそういう人しか議員さんになれないのかというふうに思い兼ねないところがあります。やっぱり一般の町民としては、普通の志のある若い人が選べるような環境を作るということも必要だと思うので、とりあえず町民のできることとして報酬を上げて、経済的な部分のハードルを少しでも下げることによって、志のある人が出られる環境を作ればいいなというふうに思います。

会長
委員

ほかに。

これはこれとしてですね、ほかに例えばですね、私、民生委員をやってるんですね。それで民生委員の緊急連絡電話ありますよね。それはですね、一人につき10万とかでなんですよ。一軒つけるのに。それで今回21名申し込んだんですけれども、12名しかだめで、予算がないんですよ。そういう場合はどこへ言えばいいのかなと。

そういう全体的な予算を割り振りするとかね、そういうのは誰が見るんです

総務課長
委員

か。

緊急電話というのは保健福祉課のほうでやっている事業です。

だからね、一番最初にね、何て言うか、公明正大っていうわけではないんですけども、そういうような町民みんなが論議できるような土台作りというのかな、それが必要ではないのかなと思うんですよね。例えば議員報酬なら議員報酬についてどういうふうに考えますかということ、そういうふうな話し合いをするためにね、もっと場を広く持つとかね。それから緊急電話は緊急電話でいいんですけどね、それについてはね、予算がなんぼであってどうこうというのはそういうのは全然公明正大ではないんですよ、分からないんですよ。ですからそういう開かれた議会というのは、そういうのも必要ではないかなと思います。

議会事務局長

きっとですね、ただ今のご質問は、もっともっと議会活動を町民の皆さんに見えるように、そういった工夫ができないかということの質問かと思うんですが。今までもですね、平成25年に議会基本条例というのを作りまして、今まで取り組んでこなかったことを議会としても新たに条例に基づいて取り組んできているという経緯がございます。例えば、皆さんに町民のほうに出向いて町民の意見を聞くということに関しては議会報告会、これは年に1回以上やりますということを条例で義務付けています。

あともう一つは、町民と直接会話ができる一般会議というのも新たに八雲町議会基本条例に取り入れております。これについては各団体の方が5、6名集まっていたいただければ、議員が出向いて、そちらで色々と情報交換をすると、そういった機会の確保をさせていただきます。あとは、年に4回発行しておりますけれども議会広報、これは定例会の終わったあたりに編集をスタートしまして、各家庭にお配りしておりますけれども、これも4月くらいから中身をちょっと改良しましてですね、議員の目線でもってコメントを入れたり、皆さんに関心を持っていただけるような工夫もして来ております。ですので、今後もそういったことのほかにも考えられるようなことを工夫して議員さんのほうに議論していただきたいなど事務局としては思っておりますけれども、現在やっておりますそういったこともございますので、是非、今後の議会に工夫、見える化といいますか開かれた議会といいますか、そういったことも工夫しておりますが、できれば傍聴に来ていただいて、もし来られなければ今はインターネットで映像配信もしておりますので、そういったことで議会の活動に関心を持って見ていただければなということで、ご理解をお願いしたいと思います。

会長
委員

ほかに。

算定基準が曖昧だったことがやはり問題で、今回は上がる下がるではなくて、まずは基準を明確にして、その上で考えていくのがいいのかなと思うので、今回基準を明確にしたいということは賛成できると思っています。

会長
委員

そのほかにございませんか。〇〇さんどうですか。

特にはございません。大々的に具体的な数字が示されているので賛成でございます。

会長

ほかにご質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

会長 ないようでございますので、これからご意見ほかにあれば伺いたいと思います。

委員 今まで色んな議員とか色んな報酬とかというのは、下げることによって周りの人が評価されてきたっていう時代が長かったと思います。それが今こういう形でさ、あちこちの町で議員のなり手が無いという、今の若い人がドライに考えたら、やっぱり少ない給料でものを決めて、批判は凄く受ける、そういう環境がずっと続いてきた中で、こういう案が出てきたということは、やっぱり今の議員さん達の英断だったというのかな、やっぱり上げたいという部分を感じられました。また、八雲で色んなプロジェクトが立ち上がっている中で、確かに町長の手腕も凄いですけれども、やっぱり町長に負けにくいぐらいの知識とか色んなところに行ってきた、見て、町長に意見するようなそういうことを議員に求めるとしたときに、やはりうちらがその協力できるということは経済的な部分くらいしかないと思うので、そういう部分で今回これを議員の報酬を上げるというのはすごくいい機会だったのかなと思います。

会長 ほかになにかご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

委員 ありません。締めてください。

会長 ご意見がないようでございますので、審議会を終了しますが皆さんよろしいですか。

(「はい」という声あり)

それでは、これから事務局が答申書を作成いたしますので、暫時休憩いたします。

(委員1名、別用務のため退席)

— 休憩 (30分程度) —

— 答申 (案) 配布 —

会長 (再開) それでは、ただ今委員の皆様方から色々ご意見等いただきました。ただ今お手元に差し上げたような書面にいたしました。これから私が読み上げますので、読み上げた後、ご質問又はこういうところは違うんじゃないかというところがあれば、ご意見を伺いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。1からやります。

1 八雲町議会議員の議員報酬の額。これまで不明確であった議員報酬の算出根拠が明確化されており、改正案のとおり増額することが適当である。

(1) 議長 報酬月額 34 万円 (現行額 + 4 万 5,000 円)、(2) 副議長 報酬月額 27 万 5,000 円 (現行額 + 4 万 5,000 円)、(3) 委員長 報酬月額 25 万 5,000 円 (現行額 + 5 万円)、(4) 議員 報酬月額 24 万 3,000 円 (現行額 + 4 万 8,000 円) とする。

2 付帯意見として、(1) 報酬額の増が大きいことから、今後の議員活動、開かれた議会運営を強く望むものである。

(2) 議員報酬改正の時期については、再度検討していただきたい。

以上のことでございますが、これにつきまして何かご意見ありませんか。

委員 1のところで、議員報酬の算出根拠が明確化されておりというのは、算出

根拠というのは原価方式で算出して明確化されたということではないですか。

会長
委員
総務係長
委員
会長
委員
委員
総務係長
委員
総務係長
総務課長
委員
会長
委員
会長
総務係長
委員
委員
議会事務局長
委員
委員

これ入れたほうがいいですか。原価方式。
（原価方式）と違って。でも、原価方式ってなんだって話になるのかな。入れないほうがいいのか。

原価方式をまた説明しなければならなくなりますね。
そうですね。そうしたら、「明確化されたことにより」ではないですか。
「明確化されたことにより」か、「より、改正案のとおり増額することが適当である。」

答弁としたら「されており」のほうが確実だよな。
この答申書で資料というのは添付されるの。
答申書は、これ一枚で町長に渡します。
たしかにあれって思うよね。さっきの原価方式っていう決めたやつが載ってないということは算出根拠が、この資料があればいいんだけど、例えば今回の諮問会議の議事録に、明確化はこれですよって決まったわけだから、それによってこの金額になったわけだよな。それは入れなくてもいいのかな。入れたらまずいの色々と。だってこの34万（+4万5,000円）になった根拠というのが、要するに算出根拠が明確になったわけでしょ。そしたら根拠というのは、さっき言ったとおりどれなのって話にならないですか。この資料でもつけて審議会の議事録でもつけて。

議事録としては、今までの会議の内容プラス、今お配りした資料も全部残ります。町長にはこの一枚で出すんですけども、会議録と今皆さんにお配りした資料を全部つけて、会議録として公表させていただきます。見たときに算出根拠が明確というのがこの資料に載ってる原価方式なんだというのが分かる資料として一式全部公表されます。

今の原価方式の部分の話ですけども、「これまで不明確だった議員報酬の算出根拠が」の次に、「原価方式（議員の活動量と町長の活動量及び給与額を基にする方式）により明確化され、改正案のとおり増額とするのが適当である」というような。

そうするとずっと残るよね。
そういうふうにしますか。そのほうが分かりやすいかな。
文書に残っていくからね。
あとはいいですね。
これまで不明確であった議員報酬の算出根拠が原価方式（議員の活動量と町長の活動量及び給与額を基にする方式）により明確化され、改正案のとおり増額することが適当である。

問題は金額より明確化が重要だよと。
これで八雲が基準になっていくんじゃないの。
可能性はあります。
ないからやっぱり、それを皆求めているからそれが基準になっていく。

— 修正した答申（案）配布 —
期末手当の4.5か月分の見直しはしないの。

議会事務局長
総務課長

期末手当は報酬ではないですね。

今回の諮問には入っていません。今日意見があったという事は、議会事務局でも押さえておりますが、回答は先ほど説明したとおりになるんですけども。

(修正した答申(案)について、各委員と内容を確認し、特段意見等なく、決定した。)

— 町長入室 —

総務係長
会長

それでは会長より町長へ答申をお願いいたします。

皆さま方と色々と協議いたしました。これから読み上げます答申のとおり決定するというかたちになりましたので、それでは読み上げます。

— 答申 —

総務係長

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、八雲町議員報酬及び特別職給料審議会を終了させていただきます。

本日は、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

16:30 閉 会